牛久市文化観光公園牛久シャトーの指定管理者候補者の選定について

地方自治法第２４４条の２第３項及び牛久市文化観光公園牛久シャトーの設置及び管理に関する条例第６条の規定に基づき、令和９年４月１日より指定管理者による管理を予定する牛久市文化観光公園牛久シャトーにつきまして、下記の通り指定管理者の候補者を選定いたしました。

今後開催される牛久市議会第４回定例会において指定の議決を経て、牛久市文化観光公園牛久シャトーの指定管理者に指定します。

記

<table>
<tr><td>１．指定管理者
候補者</td><td>牛久シャトー株式会社
茨城県牛久市中央３丁目２０番地１（牛久シャトー内）</td></tr>
<tr><td>２．指定期間（予定）</td><td>令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td>３．応募団体</td><td>牛久シャトー株式会社
茨城県牛久市中央３丁目２０番地１（牛久シャトー内）</td></tr>
<tr><td>４．形式</td><td>限定公募</td></tr>
<tr><td>５．適格性審査の方法・日程</td><td>選定委員会（令和８年１１月１０日開催）において応募書類、プレゼンテーション、質疑応答の内容をもとに応募団体の指定管理者としての適格性を審査。</td></tr>
<tr><td>６．審査結果</td><td>応募団体数　１社

<table><tr><th>応募団体</th><th>点数</th></tr><tr><td>牛久シャトー株式会社</td><td>３１６点／５００点</td></tr></table>（選定基準は満点（５００点）の６０％以上に設定）</td></tr>
<tr><td>７．選定理由</td><td>選定委員会における別紙評価項目に基づく当該団体の審査結果を踏まえ、牛久市として牛久シャトー株式会社を指定管理者の候補者に選定いたしました。</td></tr>
</table>

以上

別　紙

評価項目及び配点表及び基準点

評価項目・着眼点は募集要項Ⅵ 「2. 選定の基準」及び「3. 評価の考え方」に基づく。配点は100 点満点、各大項目の基準点は配点の 60%とする。

評価項目（大項目）	着眼点（評価の考え方）	配点	基準点
1. 住民の福祉の向上への寄与	①利用者へのサービス向上が考慮されているか	15	9
	②利用者のニーズを把握する姿勢や仕組みがあるか。またニーズを運営に反映させる意向があるか		
	③柔軟に取り組む姿勢があるか		
	④地域への貢献を考慮しているか		
2. 利用者の平等利用の確保	主催行事等には、参加したい方が参加できるように機会が確保されているか	5	3
3. 施設の効用の最大限の発揮	①設置目的が理解されているか。基本方針は設置目的と整合しているか	20	12
	②施設の特色を活かしその魅力を高め、質の高いサービスを提供するものとなっているか		
	③施設利用と文化財・園内環境保全とのバランスがとれた事業計画となっているか		
4. 管理経費の縮減	①収支計画は妥当か	20	12
	②経費を縮減するための工夫をしているか		
	③独自事業で収入を得る工夫があるか		
5. 安定した管理を行う物的能力及び人的能力	①事業計画を実施でき得る人員となっているか	15	9
	②施設の日常的な管理を行える体制であるか		
	③市内における実績、類似施設における実績はあるか		
6. 事業・財務計画の適切性	①事業計画及び収支計画は整合的かつ実現可能か	15	9
	②指定管理期間（5 年）中の取組が具体的かつ継続的に展開されるか		
7. その他（特色ある取組）	①地域と連携する視点があるか	10	6
	②ボランティアの協力を得て業務を進めていく体制ができるか		
	③管理運営上、特に工夫が見られる事項。特徴的な事項		
合計		100	60